

令和5年第7回  
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年7月14日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月14日(金)  
午後4時00分から午後4時45分まで

2. 出席委員(19名)

1番	稲垣	恵一	3番	川上	加津子	4番	笹川	治久
5番	長澤	昇	6番	麻生	忠	7番	中井	徳治
8番	牧野	弘	9番	岸本	信夫	10番	坂本	豊廣
11番	岡沢	聡	12番	尾崎	孝	13番	稲野	実
15番	中西	利一	16番	中村	孝三	17番	長澤	均
18番	中井	啓二	19番	加藤	博一	20番	野口	康夫
21番	中井	博幸						

3. 欠席委員(2名)

2番	神代	繁近	14番	笹川	悦子
----	----	----	-----	----	----

4. 会議録署名委員

11番	岡沢	聡	13番	稲野	実
-----	----	---	-----	----	---

5. 出席事務局職員

事務局長	西田	昭浩	室長	佐治	功	グループ長	竹内	亜衣
参事	山岸	健史	主任	辻岡	昌樹		美谷	一哉

6. 議事日程

第44号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件  
第45号議案 農用地利用集積計画の作成の件  
報告第35号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第36号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第37号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第38号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第39号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第40号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第41号 事務処理の報告の件(農地改良願受理)  
報告第42号 農地等状況報告の件

令和5年第7回箕面市農業委員会総会

(開会 午後4時00分)

議長 それでは、ただ今から、令和5年第7回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者はございません。

議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。

従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、神代委員さんと笹川悦子委員さんからは欠席の連絡をいただいております。

議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。  
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、11番 岡沢委員さん、13番 稲野委員さんをお願いします。  
案件に入ります前に、令和5年第6回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。

事務局 先月6月16日開催の総会で、採決されました第40号議案及び第41号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。

その内容は、粟生間谷西地区の農地を[ ]に転用するという案件でした。

6月19日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、6月29日に申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第44号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第44号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、稲[ ]、地目は台帳[ ]、現況[ ]、面積は[ ]平方メートルです。

譲受人は、[ ]氏、農作業歴は[ ]年、耕作面積は、[ ]平方メートル、通作距離は[ ]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、[ ]氏、持ち分[ ]、区域は市街化区域です。

以上、第44号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

第44号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[ ]から[ ]へ[ ]をはさんで約[ ]メートルに位置する農地です。

譲受人の[ ]氏に所有権を集約するため、譲渡人の[ ]氏から、持ち分[ ]の所有権を移転するものです。

[ ]氏はこれまでも、当該農地を耕作されており、農機具もお持ちですので、問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員

面積の表現についてお尋ねいたしますが、持ち分■■■■■なので■■■■■㎡の■■■■■、■■■■■㎡のほうが分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

こちらの欄は、申請地の表示の項目ですので、登記情報を記載したものです。また、本件は持ち分だけの移転事案ですが、例えば、持ち分の分母が色々なケースも想定されますので、今後は、備考欄に詳細を記載するなど、検討させていただきます。

長澤均委員

申請地の表示ですので、登記上の面積でいいと思いますが、譲受人の持ち分に加え、譲渡人から残りの持ち分を移転する等、事務局から説明があればより良いのではと思います。

事務局

只今のご意見を参考に、事務局で検討いたします。

笹川治久委員

了解しました。

議 長

他にご意見等はございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第45号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題いたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第45号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、粟生間谷西■■■■■、地目は、台帳■■■■■、現況■■■■■、面積は■■■■■

■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■氏です。

貸し手は、■■■■氏、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付き）、設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

以上、第45号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員

第45号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から■■■■に約■■■■メートル行ったところにある農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま

す。本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われま

す。以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、報告案件に移ります。

報告第35号から報告第41号の7件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第4、報告第35号から日程第9、報告第40号は専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、日程第4、報告第35号を議題といたします。



積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■

氏です。

譲渡人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年6月2日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第36号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員

報告第36号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■から■■■■へ約■■■■メートル行ったところにある土地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が、■■■■として所有権を移転するものです。

届出地においては、以前から■■■■になっており、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、5条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はないことから問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第6、報告第37号と日程第7、報告第38号は譲受人が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第37号及び報告第38号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

報告第37号の届出地の所在は、牧落■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルで、報告第38号の届出地の所在は、牧落■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、ともに■■■■

氏です。

報告第37号の譲渡人は、■■■■氏、持ち分■■■■、他■■■■名、報告第38号の譲渡人は、■■■■、■■■■氏で、転用目的は■■■■となっています。



本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年6月15日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第37号及び報告第38号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

牧野委員

報告第37号及び報告第38号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[ ] から [ ] へ約 [ ] メートル行ったところにある [ ] の農地です。

譲渡人は、報告第37号が [ ]、報告第38号が [ ] 氏で、譲受人はいずれも [ ] で、[ ] をするために所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は [ ]、西側は [ ]、北側及び南側は [ ] となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は新設する道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に日程第8、報告第39号と日程第9、報告第40号は譲受人が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第39号及び報告第40号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は11ページからでございます。

報告第39号の届出地の所在は、稲 [ ]、地目は、台帳、現況共に [ ]、面積は [ ] 平方メートル、他 [ ]、合計 [ ] で、面積の合計は [ ] 平方メートルです。

報告第40号の届出地の所在は、稲 [ ]、地目は、台帳、現況共に [ ]、面積は [ ] 平方メートル、他 [ ]、合計 [ ] で、面積の合計は [ ] 平方メートルです。

譲受人は、いずれも [ ] 氏です。

報告第39号の譲渡人は、[ ] 氏、報告第40号の譲渡人は、[ ] 氏、持ち分 [ ]、他 [ ] で、転用目的は [ ] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年6月15日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第39号及び報告第40号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

報告第39号及び報告第40号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[ ]の[ ]に位置する[ ]の農地です。

譲渡人は、報告第39号が[ ]氏、報告第40号が[ ]氏他[ ]で、譲受人はいずれも[ ]で、[ ]をするために所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側及び北側は[ ]、西側及び南側は[ ]となっており、汚水等は公共下水道に接続、雨水等は新設する道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第10、報告第41号、事務処理の報告の件、農地改良願受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第41号、事務処理の報告の件（農地改良願受理）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料13ページからでございます。

届出地は、新稲[ ]、地目は台帳、現況共に[ ]、面積は[ ]平方メートルです。

届出人は、[ ]氏で、耕作者は、[ ]氏で、改良内容は、農地管理のため、[ ]となっています。

本件は、近接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本願出につきまして、令和5年4月12日に受理したものです。

以上、報告第41号のご説明といたします。

議長

ただいま報告のありました7件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

笹川治久委員 報告第41号についてお聞きします。  
今回、改良される農地の面積が広いようですが、どの程度のものが農地改良にあたるのでしょうか。基準はありますか。

事務局 明確な基準はありませんが、事前の相談時に改良内容を聞き取り、周辺農地への影響や改良規模等検証し、届出をいただいているものです。

長澤均委員 [REDACTED]とのことですが、具体的にどんな工事ですか。

事務局 [REDACTED]にされ、今後、ビニールハウスを建てる予定で、既に農作物栽培高度化施設の届出を受理しております。  
建築後は現地調査を実施し委員会へ報告案件として上程する予定です。  
なお、農作物栽培高度化施設については、建築確認の申請は不要であることを事務局から担当室に確認しております。

笹川治久委員 了解しました。

議長 他にご意見等はありませんか。  
ないようでございますので、次に、日程第11、報告第42号、農地等状況報告の件を議題といたします。  
本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員 奥・中村地区担当の長澤です。  
報告書の2項目目、3ヶ所の雑草繁茂について補足で説明いたします。  
1件目は、[REDACTED]氏の農地ですが、以前買取申し出をされたところで、特に進展がなく雑草が伸びている状況です。  
2件目は、[REDACTED]氏の農地で、水利が来ていない場所で耕作に苦勞をされている状況です。  
3件目は、[REDACTED]氏の農地で、以前は除草されていたところですが現在は繁茂の状況です。  
3ヶ所についてはしばらく様子を見ていくことといたします。

議長 他に何かありませんか。  
ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局

何か連絡事項はございますか。

特にありません。

議長

これをもちまして令和5年第7回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時45分)

上記は、令和5年第7回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

稲垣 恵一

署名委員

岡次 聡

署名委員

稲野 実